

こどもみらい住宅支援事業

対象建材・設備に関する  
登録及び運用マニュアル④

家事負担の軽減に資する設備

ビルトイン食器洗機

掃除しやすいレンジフード

ビルトイン自動調理対応コンロ

浴室乾燥機

宅配ボックス

# 目次

■ はじめに	2P
■ 事業スキームとメーカー等の役割	3P
■ 対象となる建材・設備の基準	4P
■ 建材・設備の型番登録	5P
■ 証明書の発行	6P
■ 注意事項	7P
■ 建材・設備ごとの型番登録申請書類及び証明書	8P～41P
ビルトイン食器洗機	
提出書類一覧	10P
対象製品登録申請様式	11P～12P
掃除しやすいレンジフード	
提出書類一覧	16P
対象製品登録申請様式	17P～18P
ビルトイン自動調理対応コンロ	
提出書類一覧	21P～22P
対象製品登録申請様式	23P～26P
浴室乾燥機	
提出書類一覧	30P
対象製品登録申請様式	31P～32P
宅配ボックス	
提出書類一覧	36P
対象製品登録申請様式	37P～38P
性能確認チェックシート	39P
適合確認書	40P
性能証明書サンプル	41P
■ 資料	42P～44P
対象建材・設備の補助額	43P
登録スケジュール	44P

# はじめに

- 本書は、「こどもみらい住宅支援事業」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の製品登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。
- 「こどもみらい住宅支援事業」の対象となる建材・設備の製品登録は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」が行うものとします。本書では以下、「製造業者等」を「メーカー等」と記します。
- メーカー等のご担当者は、「こどもみらい住宅支援事業」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の製品登録及び、登録後の運用について、ご協力をお願いいたします。
- 対象となるリフォーム工事と建材・設備の一覧

改修・設置工事		建材・設備	製品登録	証明書		
①	開口部の断熱改修	ガラス交換	ガラス	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
		内窓設置	内窓	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
		外窓交換	外窓	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
		ドア交換	ドア	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
②	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	断熱材（ボード・マット系・畳床用）	必要	納品証明書（指定様式）	工事写真（工事中）	
		断熱材（吹込み・吹付け）	必要	施工証明書（指定様式）	工事写真（工事中）	
③	エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
		節水型トイレ	掃除しやすい機能有	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）
			上記以外			
		高断熱浴槽	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
		高効率給湯機	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）	
		節湯水栓	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）	
④	子育て対応改修	家事負担軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）
			掃除しやすいレンジフード	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）
			ビルトイン自動調理対応コンロ	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）
			浴室乾燥機	必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）
			宅配ボックス	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
			必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
		ガラス交換	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
			必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
			必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
			必要	性能証明書	工事写真（工事前後）	
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	不要	平面図（工事後）	工事写真（工事前後）			
⑤	耐震改修	*****	不要	耐震改修証明書（指定様式）等	工事写真（工事中）	
⑥	バリアフリー改修	手すりの設置	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
		段差解消	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
		廊下幅等の拡張	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
		ホームエレベーターの新設	ホームエレベーター	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
		衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）
⑦	空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		必要	納品書の写し	工事写真（工事前後）	

# 事業スキームとメーカー等の役割

## 事業スキーム

「こどもみらい住宅支援事業」の改修・設置工事は、事前に「こどもみらい住宅支援事業事務局」（以下、事務局といいます）に登録された建材・設備が、対象となる住宅のリフォーム工事に使用されたことを確認して、工事施工者（申請者）に補助金が交付されます。

## メーカー等の役割

### 対象製品（建材・設備）の登録

- メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
- 登録された建材・設備は、型番とともに事務局ホームページに対象製品として公表されます。

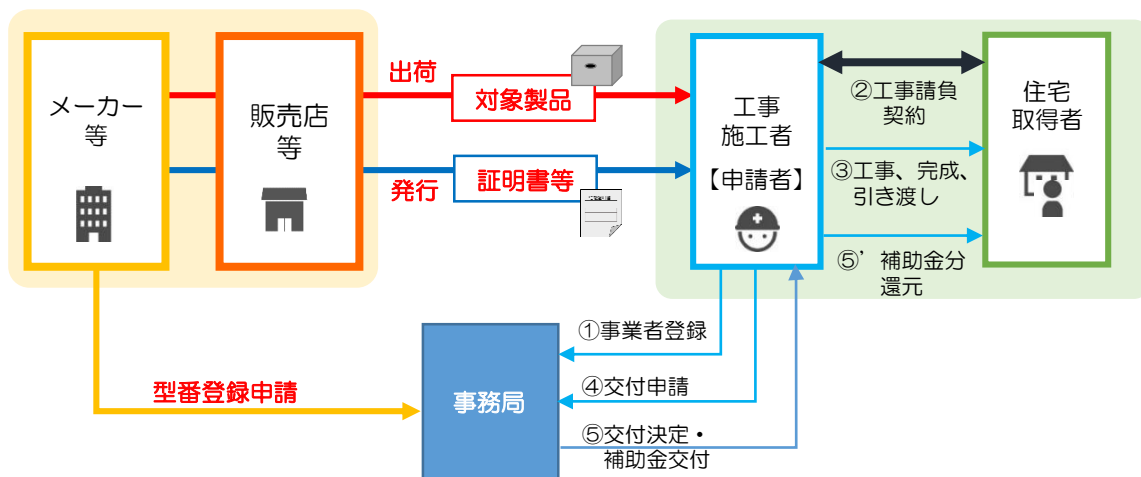
### 証明書等の発行

- メーカー等は、対象製品が出荷または設置された際に性能証明書を発行します。性能証明書は、交付申請に必要な書類のため、工事施工者（申請者）に届くようにする必要があります。
- 性能証明書以外の証明書類で運用している製品は、販売店や流通事業者、卸業者等が正しく証明書等を発行する必要があります。

### 社内・事業者間での情報共有及び周知

- メーカー等は、社内関係各所及び自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工者等が、対象となる製品や型番を認識できるよう情報を提供するとともに、正しい証明書（製品ごとに指定されている性能証明書、納品書など）の発行手続きや必要性について周知する責任があります。

## 事業スキームイメージ



# 対象となる建材・設備の基準

## 子育て対応改修（家事負担の軽減設備に資する設備）の基準

対象設備	基準
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
掃除しやすいレンジフード	次の（１）～（３）のすべてを満たすものであること。 （１）電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 （２）レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 （３）次の a)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて※ <sub>1</sub> が ①又は②の仕様構造になっていること。 a)整流板 b)グリスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水（ぬるま湯）や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油（性）処理」※ <sub>2</sub> 、「親水（性）処理」※ <sub>3</sub> 又は「ホーロー（珪瑯）処理」※ <sub>4</sub> のいずれかの表面処理を施したものを。
ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103 に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で（１）及び（２）の機能を有すること。 （１）こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 （２）こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転（換気扇との連動も可）と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの（浴室内の天井に設置されるものに限る。）であること。
宅配ボックス	次の（１）～（４）のすべてを満たすものであること。 （１）保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 （２）保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。 （３）使用時の安全性及び保安性が確保されていること。 （４）表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。

※<sub>1</sub> 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。

※<sub>2</sub> はつ油（性）処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。

※<sub>3</sub> 親水（性）処理とは、水となじむ（親和する）ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。

※<sub>4</sub> ホーロー（珪瑯）処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

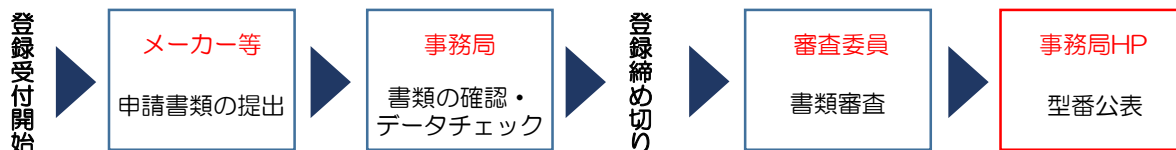
# 建材・設備の型番登録

## 型番登録スケジュール

- 型番登録は登録スケジュールに則って実施します。スケジュールは巻末の資料ページでご確認ください。

## 型番登録申請から公表までの流れ

- メーカー等は、製品カテゴリごとに、必要書類を揃えて事務局に電子メールで提出してください。
- 登録申請された製品は、審査を経て、事務局ホームページでの公表をもって対象製品となります。審査の結果、対象製品として認められない場合は事務局から連絡します。



## 型番登録申請の方法

- 登録申請に必要な書類は、各製品の「提出書類一覧」をご確認ください。
- 指定様式は、事務局ホームページからダウンロードしてください。
- 電子メール送信時のルール

添付ファイルが多数となる場合は、フォルダにまとめて送信してください。  
なお、容量が5Mを超える場合は、ストレージサービス等をご利用ください。

### メールの件名

節湯水栓\_登録\_いろは工業

①

②

①=建材・設備名

②=会社名（株式会社、(株)は不要）

### 添付ファイル・フォルダ名

<ファイル名例>

【節湯水栓】IRH\_20220123\_対象製品リスト申請様式.xls

①

②

③

④

<フォルダ名例>

【節湯水栓】IRH\_20220123\_02.zip

①

②

③

⑤

①=建材・設備名

②=メーカーコード

③=送信日の日付8桁

④=書類名

⑤=同日内に複数回送信する場合、何個目かを付記

### メーカーコードについて

登録申請にはメーカーコードが必要です。はじめて登録申請する際は、メール本文に会社名、担当者名、連絡先、メーカーコード付与を希望する旨明記のうえ、件名を下記の通り記載し、メールにてご連絡ください。

窓\_メーカーコード付与申請\_ABC工業

①

②

①=建材・設備名

②=会社名（株式会社、(株)は不要）

### 登録申請書類の送り先

kenzai@kodomo-mirai2021.jp

# 証明書の発行

## ■ 証明書について

■ こどもみらい住宅支援の対象製品であることを証明する書類（証明書）は、工事施工者（申請者）が交付申請をする際に必要な書類です。

### ■ 建材・設備別証明書

建材・設備	証明書	発行者	宛先	書式
ビルトイン食器洗機	納品書	メーカー等、卸業者、販売店等	工事施工者（申請者）	自由書式
掃除しやすいレンジフード				
ビルトイン自動調理対応コンロ				
浴室乾燥機				
宅配ボックス	性能証明書	メーカー等	なし	

\*キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事については、製品型番登録不要です。  
（要件等は「交付申請マニュアル」等を参照してください。）

※交付申請には、上記のほか工事請負契約書、工事写真等も必要です。  
詳細は「交付申請マニュアル」等を参照してください。

※工事施工者（申請者）は、納品書に記載されている対象製品型番が判別しやすいようにペン等で丸く囲んだうえ、交付申請してください。

※工事施工者（申請者）と、「証明書」の発行者が同一の場合は交付対象になりません。

# 注意事項

## ■ 補助対象要件について

- 本事業の対象になるのは、事務局に型番登録されている建材・設備を、住宅のリフォームに使用した工事です。  
(型番登録されていない建材・設備、およびオフィス、ホテル等の業務用建築物に使用した工事は対象になりません。また、新築も対象になりません。)
- 対象製品を製造・販売するメーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自ら工事をする場合は、本事業の対象となりません。
- 本事業の対象となる建材・設備は新品に限ります。(中古品不可)

## ■ 問い合わせについて

- 工事施工者（申請者）や工事発注者等から事務局に、対象製品に関する問い合わせ等があった場合は「問い合わせ窓口シート」（登録申請時の提出書類）に記載された問い合わせ先を案内します。各メーカーにてご対応をお願いいたします。
- メーカー等からのお問い合わせは、下記宛にメールで送信してください。  
事務局ホームページに記載されている電話番号は、工事施工者（申請者）や工事発注者等のための問い合わせ窓口です。また、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

[kenzai@kodomo-mirai2021.jp](mailto:kenzai@kodomo-mirai2021.jp)



建材・設備ごとの型番登録申請書類  
及び証明書

## ビルトイン食器洗機



# 提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) WEBカタログ（URL） C) 取扱説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 （補足資料として機器仕様書、外観図も可。）
4	【様式A1】 対象製品登録リスト	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証書の写し B) 電気用品安全法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、電気用品安全法に基づく電気用品名の記載が資料に記載されていること。 ※Bの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。
自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要					
5	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
OEM製品で性能適合を製造元製品で行っている場合は以下が必要					
	適合確認書		製造業者	PDF	
	適合確認型番一覧表		製造業者	Excel	

※HP=ホームページの略です。

- WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。
- エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。
- 容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 対象製品登録申請様式①

## 入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入業者名	●電気用品名	●製品型番	類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	電気食器洗機	ABC-751-DEF-RW	○	ABC-751	
KA	霞ヶ関工業	ABC製作所	電気食器洗機	ZYXWV-12345-DCBA			○
KA	霞ヶ関工業	ABC製作所	電気食器洗機	ABCDEFGHIJKLM900			○

9	10	11	12	13	14
適合確認型番	組込型であること	電気用品安全法の「電気食器洗機」の認証方法	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
	○	第三者認証	2022/10/1		
DEF-45	○	自己認証			
ABC900	○	第三者認証		○	

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㈱、㈲、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等を行わないこと。

・JIS製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に”●”のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が見えるようにして再提出すること。

# 対象製品登録申請様式②

## 項目説明

項番	項目	型	最大 文字数	必須 ／任意	項目説明	HP上 表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載	●
3	製造・輸入業者名	文字	60	必須	登録製品を製造もしくは輸入元事業者名を記載	
4	電気用品名	文字	60	必須	電気用品安全法による電気用品名を記載	●
5	製品型番	半角英数 大文字	22	必須	ビルトイン食器洗機が特定できる型番で、納品書に記載される型番であること。	●
6	類似製品申請	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が同一の場合で、類似製品として申請する場合は、「○」。	
7	類似する製品型番	半角英数 大文字	22	任意	類似製品の型番を記載。	
8	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準への適合確認を行う場合は、「○」。	
9	適合確認型番	半角英数 大文字	22	任意	適合確認している製造元製品の型番を記載。	
10	組込型であること	○	固定値	必須	組込型（ビルトイン型）は、「○」をつける	
11	電気用品安全法の「電気食器洗機」の認証方法	文字	60	必須	電気用品安全法の「電気食器洗機」の認証方法として 第三者認証または自己認証のどちらかを記入する。	
12	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
13	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	事務局ホームページに公表しない場合、「○」 ※「○」を入力した場合、情報は無期限に公表されません。	
14	備考	文字	60	任意		



建材・設備ごとの型番登録申請書類  
及び証明書

掃除しやすいレンジフード





# 提出書類一覧

■ 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図も可)
4	【様式A1】 対象製品登録リスト	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	
5	基準適合書類		自社作成	PDF	【様式A1】の10項、11項、12項の仕様構造を証明する書類を添付すること。(取扱説明書、図面、その他) 10項: 遠心送風機型であること 11項: 構成部品と着脱方法 12項: 各部品の表面処理 (適宜提出)  ※11項で「2」(基準※1を適用)を選択した場合、機械的構造を説明する書類を添付する。(適宜提出)
	性能評価 (以下のいずれか1点) A) 第三者認証書の写し B) 電気用品安全法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、電気用品安全法に基づく電気用品名の記載が資料に記載されていること。 ※Bの場合、JISQ17050-1(JISQ1000)に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。
<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
6	品質管理規定を証明する書類 (以下のいずれか1点) A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
<b>登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準への適合確認を行っている場合は以下が必要</b>					
	適合確認書		製造業者	PDF	
	適合確認型番一覧表		製造業者	Excel	

※HP=ホームページの略です。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5M以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 対象製品登録申請様式①

## 入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入事業者名	電気用品名	●製品型番	類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認	適合確認した製品型番
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	換気扇	ABC-751-DEF-RW				
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	換気扇	ABC-951-DEF-RW	○	ABC-751-DEF-RW		
KA	霞ヶ関工業	ABC製作所	換気扇	ZYXWV-12345-DCBA			○	ABC-751-DEF-RW
KA	霞ヶ関工業	ABC製作所	換気扇	ABCDEFGHIJKLM900			○	ZYXWV900

10	11				12				13	14	15	16
遠心送風機型	レンジフード構成部品と着脱有無				各部品の表面処理				電気用品安全法の「換気扇」の認証方法	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
	整流板	グリスフィルター	ファン	油受け皿	整流板	グリスフィルター	ファン	油受け皿				
○	1	1	2	1					自己認証	2019/10/1		
○	1	1	2	1					自己認証		○	
○	1	4	3	1			2		第三者認証		○	
○	1	1	1	1					自己認証		○	

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㈱、㈲、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。

・JIS製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に“●”のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分ができるようにして再提出すること。

# 対象製品登録申請様式②

## 項目説明

項番	項目	型	最大 文字数	必須 /任意	項目説明	HP上 表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載。	●
3	製造・輸入事業者名	文字	60	必須	登録製品を製造もしくは輸入元事業者名を記載。	
4	電気用品名	文字	10	必須	電気用品安全法による電気用品名を記載。	
5	製品型番	半角英数 大文字	25	必須	掃除しやすいレンジフードが特定できる型番で、納品書に記載される型番であること。	●
6	類似製品申請	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が同一の場合で、類似製品として申請する場合は、「○」。	
7	類似する製品型番	半角英数 大文字	25	任意	類似製品の型番を記載。	
8	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準への適合確認を行う場合は、「○」。	
9	適合確認した製品型番	半角英数 大文字	25	任意	適合確認している製造元製品の型番を記載。	
10	遠心送風機型	○	固定値	必須	レンジフードのファン形態が「遠心送風機型」の場合、「○」。	
11	レンジフード構成部品と着脱有無	半角英数	固定値	必須	「1～4」のいずれかを入力してください。 1：着脱可能 2：対象となる製品の基準の（※1）を適用 3：着脱不可能 4：構成部品なし	
12	各部品の表面処理	半角英数	固定値	選択必須	1 1項が「3（着脱不可能）」の場合、「1～3」のいずれかを入力してください。 1：はつ油（性）処理 2：親水（性）処理 3：ホーロー（琺瑯）処理	
13	電気用品安全法の「換気扇」の認証方法	文字	固定値	必須	電気用品安全法の「換気扇」の認証方法として 第三者認証または自己認証のどちらかを記入する。	
14	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
15	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	事務局ホームページに公表しない場合、「○」。 ※「○」を入力した場合、情報は無期限に公表されません。	
16	備考	文字	60	任意		



建材・設備ごとの型番登録申請書類  
および証明書

---

ビルトイン  
自動調理対応コンロ

# 提出書類一覧【ガスコンロ】

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) WEBカタログ（URL） C) 取扱説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 （補足資料として機器仕様書、外観図も可。）
4	【様式A1】 対象製品登録リスト	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	
	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証書の写し B) ガス事業法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書 C) 液石法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※B、Cの場合、ガス事業法または液石法に基づく製品名の記載が資料に記載されていること。 ※B、Cの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、「A2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。
<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
5	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
<b>OEM製品で性能適合を製造元製品で行っている場合は以下が必要</b>					
	適合確認書		製造業者	PDF	
	適合確認型番一覧表		製造業者	Excel	

※HP=ホームページの略です。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 提出書類一覧【IHコンロ】

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) WEBカタログ（URL） C) 取扱説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をすること。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 （補足資料として機器仕様書、外観図も可。）
4	【様式B1】 対象製品登録リスト	事務局指定書式	事務局HPよりダウンロード	Excel	
	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証書の写し B) 電気用品安全法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、電気用品安全法に基づく電気用品名の記載が資料に記載されていること。 ※Bの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、「A2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。
<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
5	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
<b>OEM製品で性能適合を製造元製品で行っている場合は以下が必要</b>					
	適合確認書		製造業者	PDF	
	適合確認型番一覧表		製造業者	Excel	

※HP=ホームページの略です。

- WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。
- エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。
- 容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 対象製品登録申請様式【ガスコンロ】①

## 入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入事業者名	機種区分	●製品名(JIS S 2103による種類)	代表型式(JIA認証)	●製品型番	類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	1	ガスこんろ	JIA-123	KA-123	○	KA-001	
KA	霞ヶ関工業	多町工業	1	ガスグリル付こんろ	JIA-234	GK-234			○
KA	霞ヶ関工業	多町工業	1	ガスグリル付こんろ	JIA-234	DK-234			○

11	12	13	14	15	16	17	18	19
適合確認した製品型番	●コンロの口数	組込型	コンロ部に自動温度調整機能	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能	ガス事業法、液石法の「ガスコンロ」の認証方法	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
	2	○	○	○	第三者認証			
GK-222	3	○	○	○	第三者認証			
GK-222	3	○	○	○	第三者認証			

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目(任意項目以外)は、原則すべて入力すること。(該当なしの場合は空白で可。)

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点(●列●行目)を変えず、書式フォーマットの変更(列の削除や追加)は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字(②、Ⅱ、(株)、(有)、等)を使用しないこと。関数(計算式)、参照・リンク(他ファイル、他シート)等は行わないこと。

・JIS製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に"●"のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け(黄色)をし、修正部分が分かるようにして再提出すること。



# 対象製品登録申請様式【ガスコンロ】②

## 項目説明

項番	項目	型	最大 文字数	必須 /任意	項目説明	HP表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載。	●
3	製造・輸入事業者	文字	60	必須	登録事業者に製品を供給する製造・輸入事業者名を記載。	
4	機種区分	数字	1	必須	ビルトイン自動調理対応コンロ（ガスコンロ）は、「1」	
5	製品名（JIS S 2103による種類）	文字	60	必須	JIS S 2103（家庭用ガス調理機器）の「ガスコンロ」または「ガスグリル付こんろ」のどちらかを記載。	●
6	代表型式（JIA認証）	文字	20	必須	型式、例外的にハイフン可	
7	製品型番	半角英数 大文字	20	必須	ビルトイン自動調理対応コンロが特定できる型番で、納品書に記載される型番であること。	●
8	類似製品申請	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が同一の場合で、類似製品として申請する場合は、「○」	
9	類似する製品型番	半角英数 大文字	20	任意	類似製品の型番を記載	
10	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準の適合確認を行う場合、「○」	
11	適合確認した製品型番	半角英数 大文字	20	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、適合確認している製造元製品の型番を記載。	
12	コンロの口数	半角数字	2	必須	口数	●
13	組込型	○	固定値	必須	組込型（ビルトイン型）は、「○」	
14	コンロ部に自動温度調整機能	○	固定値	必須	コンロ部に自動温度調整機能を有する製品は、「○」	
15	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能	○	固定値	必須	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能を有する製品は、「○」	
16	ガス事業法、液石法の「ガスコンロ」の認証方法	文字	60	必須	ガス事業法、液石法の認証方法として、第三者認証または自己認証のどちらかを記載。	
17	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
18	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	事務局ホームページに公表しない場合、「○」 ※「○」を入力した場合、情報は無期限に公表されません。	
19	備考	文字	60	任意		

# 対象製品登録申請様式【Hコンロ】①

## 入力見本

【様式B1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

### 記入例

1	2	3	4	5	6	7	8	9
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入業者名	機種区分	●電気用品名	●製品型番	類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	2	電磁誘導加熱式調理器	ABC-751-WDEF			
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	2	電磁誘導加熱式調理器	ABC-751-WDEF(S)	○	ABC-751-WDEF(W)	
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	2	電磁誘導加熱式調理器	ABC-751-S-WDEF	○	ABC-751-W-WDEF	
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	2	電磁誘導加熱式調理器	ABC-751-WDEF	○	ABC-651-WDEF	
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	2	電磁誘導加熱式調理器と電気こんろとの複合機器	ZYXWV-751-S-DCBA	○	ABC-752-WDEF	
KA	霞ヶ関工業	桜田門製作所	2	電磁誘導加熱式調理器と電気魚焼き器との複合機器	JK-75LM			○
KA	霞ヶ関工業	桜田門製作所	2	電磁誘導加熱式調理器と電気レンジとの複合機器	ABCDEFGHIJKLM900			○

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
適合確認型番	●コンロの口数	●電磁誘導加熱式調理器の口数	組込型	コンロ部に自動温度調整機能	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能	電気用品安全法の「電磁誘導加熱式調理器」の認証方法	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
	3	3	○	○	○	第三者認証	2019/10/1		
	3	3	○	○	○	第三者認証	2019/10/1		
	3	3	○	○	○	第三者認証	2019/10/1		
	3	3	○	○	○	第三者認証	2019/10/1		
	3	2	○	○	○	自己認証			
VW-75XYZ	2	2	○	○	○	第三者認証		○	
ABL900	3	2	○	○	○	自己認証		○	

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㊦、㊧、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。

・ J I S 製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に“●”のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が見えるようにして再提出すること。

# 対象製品登録申請様式【IHコンロ】②

## 項目説明

項番	項目	型	最大 文字数	必須 /任意	項目説明	HP上 表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください	
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載	●
3	製造・輸入業者名	文字	60	必須	登録製品を製造もしくは輸入元事業者名を記載	
4	機種区分	数字	1	必須	ビルトイン自動調理対応コンロ（IH）は、「2」を入力	
5	電気用品名	文字	60	必須	電気用品安全法による電気用品名を記載	●
6	製品型番	半角英数 大文字	22	必須	ビルトイン自動調理対応コンロが特定できる型番で、納品書に記載される型番であること。	●
7	類似製品申請	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が同一の場合で、類似製品として申請する場合は、「○」。	
8	類似する製品型番	半角英数 大文字	22	任意	類似製品の型番を記載。	
9	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準への適合確認を行う場合は、「○」。	
10	適合確認型番	半角英数 大文字	22	任意	適合確認している製造元製品の型番を記載。	
11	コンロの口数	半角数字	2	必須	口数	●
12	電磁誘導加熱式調理器の口数	半角数字	2	必須	口数	●
13	組込型	○	固定値	必須	組込型（ビルトイン型）は、「○」	
14	コンロ部に自動温度調整機能	○	固定値	必須	コンロ部に自動温度調整機能を有する製品は、「○」	
15	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能	○	固定値	必須	コンロ部又はグリル部に自動炊飯機能を有する製品は、「○」	
16	電気用品安全法の「電磁誘導加熱式調理器」の認証方法	文字	60	必須	電気用品安全法の「電磁誘導加熱式調理器」の認証方法として 第三者認証または自己認証のどちらかを記入する。	
17	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
18	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	事務局ホームページに公表しない場合、「○」 ※「○」を入力した場合、情報は無期限に公表されません。	
19	備考	文字	60	任意		



建材・設備ごとの型番登録申請書類  
及び証明書

**浴室乾燥機**



# 提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報（以下のいずれか1点） A) 製品のカタログ（PDF） B) WEBカタログ（URL） C) 取扱説明書（PDF）		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 （補足資料として機器仕様書、外觀図可。）
4	【機式A1】 対象製品登録リスト	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
	性能評価（以下のいずれか1点） A) 第三者認証書の写し B) 電気用品安全法に基づく製造・輸入事業者名の自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、電気用品安全法に基づく電気用品名の記載が資料に記載されていること。 ※Bの場合、JISQ17050-1（JISQ1000）に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。
<b>自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要</b>					
5	品質管理規定を証明する書類 （以下のいずれか1点） A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。
<b>OEM製品で性能適合を製造元製品で行っている場合は以下が必要</b>					
	適合確認書		製造業者	PDF	
	適合確認型番一覧表		製造業者	Excel	

※HP=ホームページの略です。

OWEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ（5M以上）を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 対象製品登録申請様式①

## 入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入事業者名	電気用品名	●製品型番	類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認	適合確認型番
KA	霞ヶ関工業	霞ヶ関工業	換気扇	KA-123	○	KA-111		
KA	霞ヶ関工業	多町工業	電気乾燥機	GK-234			○	GK-222
KA	霞ヶ関工業	多町工業	電気乾燥機	DK-234			○	GK-222

10	11	12	13	14	15	16
浴室内の天井設置型	浴室及び衣類乾燥機能	●熱源	電気用品安全法の「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファン付コンベクター」の認証方法	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	備考
○	○	電気式	第三者認証			
○	○	温水式	自己認証			
○	○	温水式	自己認証			

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㊦、㊧、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等を行わないこと。

・ J I S 製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に”●”のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が分かるようにして再提出すること。



# 対象製品登録申請様式②

## 項目説明

項番	項目	型	最大文字数	必須／任意	項目説明	HP上表示
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	※決められた所定のものを入力してください。	
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載。	●
3	製造・輸入事業者名	文字	60	必須	登録製品を製造もしくは輸入元事業者名を記載	
4	電気用品名	文字	60	必須	電気用品安全法の「電気乾燥機」、「換気扇」、「ファン付コンベクター」を記入。	
5	製品型番	半角英数 大文字	24	必須	浴室乾燥機が特定できる型番で、納品書に記載される型番であること。	●
6	類似製品申請	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が同一の場合で、類似製品として申請する場合は、「○」。	
7	類似する製品型番	半角英数 大文字	24	任意	類似製品の型番を記載。	
8	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	登録事業者と製造・輸入事業者が異なる場合で、製造事業者による適合確認書で基準への適合確認を行う場合は、「○」。	
9	適合確認型番	半角英数 大文字	24	任意	適合確認している製造元製品の型番を記載。	
10	浴室内の天井設置型	○	固定値	必須	浴室内の天井設置型の場合、「○」	
11	浴室及び衣類乾燥機能	○	固定値	必須	浴室及び衣類乾燥機能を有する場合、「○」 乾燥運転時に、換気運転と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行う機能の有無	
12	熱源	文字	3	必須	「電気式」か「温水式」かを記入する	●
13	電気用品安全法の「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファン付コンベクター」の認証方法	文字	60	必須	電気用品安全法の「電気乾燥機」、「換気扇」又は「ファン付コンベクター」の認証方法として 第三者認証または自己認証のどちらかを記入する。	
14	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。） ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。	
15	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	事務局ホームページに公表しない場合、「○」 ※「○」を入力した場合、情報は無期限に公表されません。	
16	備考	文字	60	任意		



建材・設備ごとの型番登録申請書類  
及び証明書

宅配ボックス



# 提出書類一覧

■対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
<b>初回登録時のみ提出【必須】</b>					
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	※工事施工者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のホームページに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
<b>登録時に提出</b>					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外觀図も可。)
4	【様式A1】 対象製品登録リスト	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
	BL 認定取得証明書		認証機関発行	PDF	※OEMの場合は不要。
<b>BL認定を取得していない製品の場合</b>					
	性能評価 (以下のいずれか1点) A) 第三者認証書の写し B) 自己適合宣言書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1 (JISQ1000) に基づいた内容であり、「A2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求める場合がある。
5	性能確認チェックシート (製品タイプにより以下のいずれか1点) 【様式A2】 集合住宅・電気式 【様式A3】 集合住宅・機械式 【様式A4】 戸建住宅・電気式 【様式A5】 戸建住宅・機械式	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
<b>OEM製品で性能適合を製造元製品で行っている場合は以下が必要</b>					
	【様式B1】 宅配ボックス 適合確認書	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	
	【様式B2】 宅配ボックス 適合確認型番一覧表	事務局 指定書式	事務局HPより ダウンロード	Excel	

※HP=ホームページの略です。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5M以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

# 対象製品登録申請様式①

## 入力見本

【様式A1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

1	2	3	4	5	6			7	8	9
メーカーコード	●登録事業者名	製造・輸入事業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●製品タイプ			類似製品申請	類似する製品型番	製造元製品との適合確認
					集合住宅・屋内用／ 集合住宅・屋外用／ 戸建住宅用	電気式 ／ 機械式	ボックス数			
KA	霞が関工業	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■■	集合住宅・屋内用	電気式	▲▲			

10	11	12	13				14	15
製造元製品の適合確認型番	対象製品リスト掲載可能日	製品情報の対外非公表を希望する	製品基準				認証方法	備考
			(1)保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること	(2)保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること	(3)使用時の安全性及び保安性が確保されていること	(4)表面の抵抗性、部材の耐食性等の耐久性が確保されていること		
			○	○	○	○	BL認証	

### ■記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。

注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）

注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。

注3) 入力 の 起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。また、行はあけずにつめて入力すること。

注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、㊦、㊧、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。

・ J I S 製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。

注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

※先頭に”●”のある項目情報は、HP上で公表を行う。

### ■修正時の注意事項

注1) 製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が分かるようにして再提出すること。

# 対象製品登録申請様式②

## 項目説明

項番	項目	型	最大文字数	必須/任意	項目説明	HP上掲載	
1	メーカーコード	半角英数	3	必須	登録事業者コードを入力して下さい		
2	登録事業者名	文字	60	必須	登録製品を販売する事業者名を記載	●	
3	製造・輸入事業者名	文字	60	必須	登録事業者に製品を供給する製造・輸入事業者名を記載		
4	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●	
5	製品型番	半角英数	20	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番との重複不可	●	
6	製品タイプ	集合住宅・屋内用/集合住宅・屋外用/戸建住宅用	文字	60	必須	集合住宅・屋内用/集合住宅・屋外用/戸建住宅用のいずれかを記載	●
		電気式/機械式	文字	60	必須	電気式/機械式のいずれかを記載	
		ボックス数	半角英数	3	必須	宅配ボックスのボックス数を記載	
7	類似製品申請	○	固定値	任意	類似製品として申請する場合は「○」		
8	類似する製品型番	半角英数	20	任意	類似製品の型番を記載		
9	製造元製品との適合確認	○	固定値	任意	OEM製品の場合で、製造事業者による適合確認書で基準の適合確認を行う場合、「○」		
10	製造元製品の適合確認型番	半角英数	20	任意	OEM製品の場合で、適合確認している製造元製品の型番を記載		
11	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD ※ホームページ掲載日は、別途スケジュールをお知らせします。		
12	製品情報の対外非公表を希望する	○	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください		
13	製品基準	(1)保全性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること	○	固定値	必須	製品基準を満たしている場合は、「○」	
		(2)保管箱の剛性、鍵の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること	○	固定値	必須	製品基準を満たしている場合は、「○」	
		(3)使用時の安定性及び保安性が確保されていること	○	固定値	必須	製品基準を満たしている場合は、「○」	
		(4)表面の抵抗力、部材の耐食性等の耐久性が確保されていること	○	固定値	必須	製品基準を満たしている場合は、「○」	
14	認証方法	文字	60	必須	「BL認証」、「自己認証」、「第三者認証」のどれかを記入する		
15	備考	文字	60	任意			

# 性能確認チェックシート

## 様式見本

【様式A2】 集合住宅・電気式

【様式A3】 集合住宅・機械式

【様式A4】 戸建住宅・電気式

【様式A5】 戸建住宅・機械式

項目番号	試験項目	試験内容	性能又は品質	確認方法	試験結果記入欄	証明書類
1	保安性	-	1)鍵違い番号の数を100以上有していること。 2)居住者の転居等に対応する保安性を確保するため、鍵の交換や暗証番号の変更ができること。 3)保管箱は、アンカー等による基礎等への緊結が行えること。			
2	保管箱の防水性(屋外設置型の場合に適用)	BLT LD-01「散水試験」	1)「散水試験」に基づく試験を行い、集合住宅用宅配ボックスの上方より毎分5リットル/m <sup>2</sup> の水を連続15分間散水し、屋根、壁、扉等及びそれらの周辺より著しい漏水がないこと。ただし、明らかに15°傾けたことによる、通常の使用状態では起こり得ない屋根及び土台の水たまりに起因する漏水、重力の影響、試験後の扉の開閉などによる水の浸入については除く。			
3	操作・制御部等の誤操作の防止対策	-	1)庫内の操作・制御部等※は、通常の使用環境下において、塵や荷物の出し入れ時の接触等による誤作動を防止するため、ケース等で覆われていること。 ※保管箱の施錠を行う装置類			
4	保管箱の剛性	BLT LD-03「本体の剛性試験」	1)保管箱の剛性は、「本体の剛性試験」に基づく試験を行い、保管箱に使用上支障となる残留変形がないこと。			
5	保管箱の棚板の強さ	JIS S 1033:2015(オフィス家具-収納家具)8.2「棚板のたわみ試験」	1)保管箱の棚板がある場合は、「棚板のたわみ試験」に基づく試験を行い、棚板等に使用上支障となる残留変形がないこと。ただし、載荷時間は24時間とする。			
6	保管箱の天板及び地板の強さ	JIS S 1033:2015(オフィス家具-収納家具)8.2「天板及び地板の長期荷重試験」	1)保管箱の天板及び地板の強さは、「天板及び地板の長期荷重試験」に基づく試験を行い、天板及び地板等に使用上支障となる残留変形がないこと。			
7	扉の取っ手取付部の強さ	JIS A 4420:2018(キッチン設備の構成材)8.18「取っ手の取付部の強度試験」	1)取っ手付の扉の取付部の強さは、「取っ手の取付部の強度試験」に基づく試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと。ただし、錠前のつまみ部等は、取っ手取付部に含まないものとする。			
8	扉の強さ	JIS S 1033:2015(オフィス家具-収納家具)8.2「開き戸への垂直荷重試験」	1)扉の強さは、「開き戸への垂直荷重試験」に基づく試験を行い、扉部等に使用上支障となる残留変形がないこと。			
9	錠の施錠強さ	BLT LD-04「施錠強さ試験」	1)保管箱の施錠装置は、扉の施錠部に300Nの引張荷重を施錠した状態で加え、扉が開かないこと。また、使用上支障のある著しい変形がないこと。			
10	保管箱の耐震転倒性(単独型の据置き型及び共用型の場合に適用)	JIS S 1018:1995(家具の振動試験方法)4.3.(2)「耐震転倒性試験」	1)保管箱の耐震転倒性は、「耐震転倒性試験」を行い、耐震区分1以上であること。			



# 適合確認書

## 入力見本

【様式B1】 ※赤字箇所が記入いただく項目になります。

発行日：2022年〇月〇日 〇〇株式会社 (製造事業者名)	
<h3>宅配ボックス適合確認書</h3>	
別紙に記載した登録事業者の「製品型番」の製品は、製造事業者が登録した「製品型番」と同一製品につき こともみらい住宅支援事業の家事負担軽減設備(宅配ボックス)の基準に適合することを確認しました。	
製品を製造する工場の名称 及び所在地	〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
登録事業者名	〇〇〇株式会社
製品型番	別紙記載
適合する基準項目	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1) 保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 (2) 保管箱の剛性、鍵の施錠強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。 (3) 使用時の安定性及び保安性が確保されていること。 (4) 表面の抵抗性、部材の耐食性等の耐久性が確保されていること。

## 【様式B2】

発行日： 年 月 日 発行会社：(製造事業者名)				
<h3>宅配ボックス 適合確認書 別紙</h3> <p>(適合確認型番一覧表)</p>				
登録事業者		製造事業者		追加・改正
登録事業者名	製品型番	製造事業者名	製品型番	
〇〇〇株式会社	AAAAAA	▲▲株式会社	ZZYY123	
〇〇〇株式会社	BBBBBB	▲▲株式会社	XXYY20	○
〇〇〇株式会社	CCCCCC	▲▲株式会社	XYZ321	
様式A1の 「製造・納 入事業者 名」を記入	様式A1の 「製品型番」 を記入	製品型番の 製品を製造 している製 造事業者名 を記載する	製造事業者 の製品型番 を記載する	登録後に型番 の追加・変更が あったものに 「○」をつける

# 性能証明書サンプル

サンプル

こどもみらい住宅支援事業 <b>性能証明書</b>		子育て対応改修 宅配ボックス
事業者名（メーカー名）	エコ設備工業株式会社	
製品型番	ABC-123-ZR	
1 製品名	ABCシリーズ	
2 住宅タイプ（戸建て/集合）	戸建て	
3 システム（機械/電気）	電気	
4 ボックス数	1	
備考		
		事務局使用欄 _____

記載内容

記載内容		必須	任意
タイトル	こどもみらい住宅支援事業	○	
	性能証明書	○	
	宅配ボックス	○	
必須項目	事業者名（メーカー名）	○	
	製品型番	○	
性能等	製品名	○	
	住宅タイプ（戸建て/集合）	○	
	システム（機械/電機）	○	
	ボックス数	○	

資料

# 対象建材・設備の補助額

## 対象建材・設備の補助額

対象工事		建材・設備	補助額		備考	
①	開口部の断熱改修	ガラス交換	8,000円/枚	大 1.4㎡以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出	
			6,000円/枚	中 0.8㎡以上1.4㎡未満		
			2,000円/枚	小 0.1㎡以上0.8㎡未満		
		内窓設置 外窓交換	21,000円/箇所	大 2.8㎡以上	施工箇所数を乗じて算出	
			16,000円/箇所	中 1.6㎡以上2.8㎡未満		
			14,000円/箇所	小 0.2㎡以上1.6㎡未満		
		ドア交換	32,000円/箇所	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	施工箇所数を乗じて算出	
28,000円/箇所	開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満					
②	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修	外壁	102,000円/戸			
			51,000円/戸	部分断熱		
		屋根・天井	36,000円/戸			
			18,000円/戸	部分断熱		
床	61,000円/戸					
	30,000円/戸	部分断熱				
③	エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	24,000円/戸			
		節水型トイレ	19,000円/台	掃除しやすい機能を有するもの	設置した台数を乗じて算出	
			17,000円/台	上記以外		
		高断熱浴槽	24,000円/戸			
		高効率給湯機	24,000円/戸			
		節湯水栓	5,000円/台		設置した台数を乗じて算出	
④	子育て対応改修	家事負担軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	19,000円/戸		
			掃除しやすいレンジフード	10,000円/戸		
			ビルトイン自動調理対応コンロ	13,000円/戸		
			浴室乾燥機	20,000円/戸		
			宅配ボックス	10,000円/戸	住戸専用の場合	共同住宅等の共用は、設置するボックス数と20のいずれか小さい数を補助額に乗じて算出
				10,000円/ボックス	共用の場合	
	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換	29,000円/箇所	大 2.8㎡以上	施工箇所数を乗じて算出	
			20,000円/箇所	中 1.6㎡以上2.8㎡未満		
			17,000円/箇所	小 0.2㎡以上1.6㎡未満		
		ドア交換	43,000円/箇所	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上		
	31,000円/箇所		開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満			
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換	8,000円/枚	大 1.4㎡以上	交換するガラスの枚数を乗じて算出	
			6,000円/枚	中 0.8㎡以上1.4㎡未満		
			2,000円/枚	小 0.1㎡以上0.8㎡未満		
内窓設置 外窓交換		21,000円/箇所	大 2.8㎡以上	施工箇所数を乗じて算出		
		16,000円/箇所	中 1.6㎡以上2.8㎡未満			
		14,000円/箇所	小 0.2㎡以上1.6㎡未満			
ドア交換		32,000円/箇所	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	施工箇所数を乗じて算出		
	28,000円/箇所	開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満				
⑤	バリアフリー改修	ホームエレベーター	150,000円/戸			
		衝撃緩和量	17,000円/戸	4.5畳以上		
⑥	空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	24,000円/台	3.6kW以上	設置した台数を乗じて算出		
		22,000円/台	2.2kW超～3.6kW未満			
		19,000円/台	2.2kW以下			

※①～③のリフォーム工事を実施する場合に④～⑥も対象となります。(④～⑥のみの交付申請は不可)

※50,000円未満の場合は申請できません。

# 登録スケジュール

第1回	受付開始	2022年1月4日
	締め切り	2022年1月13日 13:00まで
	HP公表	2022年1月31日 予定

第2回	受付開始	2022年2月1日 10:00から
	締め切り	2022年2月10日 13:00まで
	HP公表	2022年2月28日 予定

第3回	受付開始	2022年3月1日 10:00から
	締め切り	2022年3月10日 13:00まで
	HP公表	2022年3月30日 予定

第4回	受付開始	2022年4月1日 10:00から
	締め切り	2022年4月8日 13:00まで
	HP公表	2022年4月26日 予定

※第5回以降のスケジュールは、今後事務局ホームページにて公表する予定です。